

回覧

窓口混雑緩和（新型コロナウイルス予防対策）

引っ越しシーズンにあたり郵送でできる 役場での手続きについて

ご来庁いただかなくても、郵送により可能な「役場での手続き」について代表的なものをご案内します。

（１）転出届（今金町から他の市町村に引っ越しする届出）

税務住民課
0137-82-0111

- ⇒ 郵送で転出届（転出証明書の発行）が可能です。
- ⇒ なお、届出用紙はホームページからダウンロードいただくか郵送で送付することもできます。
- ⇒ 届出いただくにあたり、必要書類その他詳細は『税務住民課戸籍年金グループ』までお問合せください。

- 世帯の状況によっては、転出届以外に手続きが必要となる場合があります。

【関連手続き】

国民健康保険・後期高齢者医療制度、子ども医療費・ひとり親家庭等医療費、介護保険、介護保険受給資格証明書、重度心身障がい者医療、上下水道の使用中止手続きなど

- なお、こちらに掲載していない手続きについては、各担当課にご確認をお願いいたします。

※注：転入届、転居届、世帯変更届は、郵送では手続きできません。

（２）上下水道（公営施設課）のお手続き

公営施設課
0137-82-0111

- ⇒ 電話での手続きが可能です。
- ⇒ その際に、「氏名」「電話番号」「転出先」「閉栓日」をお伺いし、ご精算についてご案内します。

（３）医療受給者証の返却等（保健福祉課）のお手続き

保健福祉課
0137-82-2780

- ⇒ まずはお電話でお問合せください。転出される世帯状況に応じた各種必要手続きなどご確認させていただきます。
- ⇒ 『受給者証』の返却のほかに届出用紙の提出が必要です。届出用紙をホームページからダウンロードいただくか郵送で送付することも可能です。